

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年 1 月 4 日
【ファンド名】	人民元建て債券ファンド
【発行者名】	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 裕之
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目 2 番16号
【事務連絡者氏名】	須田 静
【連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目 2 番16号
【電話番号】	03-5290-3469
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【臨時報告書の提出理由】

人民元建て債券ファンド（以下、当ファンドといいます。）につき、信託終了（繰上償還）に係る手続きを開始することを決定したため、金融商品取引法第24条の5第4項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号に従い、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

イ．信託終了（繰上償還）の年月日

平成30年3月1日（予定）

平成30年1月26日実施の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決された場合、信託を終了（繰上償還）します。

ロ．信託終了（繰上償還）に係る決定に至った理由

受益権総口数が信託約款で定める口数（10億口）を下回る状態が継続していること、および効率的な運用を行うのが難しい残高に近づいているため、信託約款の規定に従い、信託終了（繰上償還）に係る手続きを開始することを決定しました。

ハ．信託終了（繰上償還）に係る情報の受益者への提供または公衆縦覧

当ファンドの知っている受益者に対して、信託終了（繰上償還）に関する情報を記載した書面を交付します。